

	<p>(1) 木材類について          企業局においては、伐採木が発生する工事はあまりありませんが、該当する案件が生じた場合は、建設副産物の有効利用に努めます。          引渡しに際しての事務処理については、2月に開催した工事事務担当者会議において手順を示し、手順に基づき適正に処理するよう関係機関の職員に周知しました。</p> <p>(2) アスファルト塊について          企業局においては、アスファルト塊が発生する工事はほとんどありませんが、該当する案件が生じた場合は、路上再生路盤工事を検討するなど、建設副産物の有効利用に努めます。</p> <p>(3) 金属くずについて          2月に開催した工事事務担当者会議において、工事の設計・施工に当たっては、排出される金属くずの市場性を的確に判定し、相応の処理を行うよう徹底するとともに、工事施工途中に発生する金属くずの処理方法については、工事変更契約時において、廃棄物か有価物かの判断を「工事設計書審査チェックリスト」により行い、複数者による確認審査を徹底するよう関係機関の職員に周知し、工事費積算における事務処理の適正化を図りました。</p>	<p>企業局</p>
--	---	------------

監査委員事務局

公告

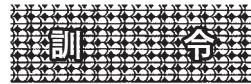
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示により通知します。

平成27年3月26日

長野県収用委員会

- 1 通知を受けるべき者  
 佐久市伴野字北裏900番3及び900番4の土地登記簿表題部所有者 亡丸山宇藏の法定相続人  
 住所不明
- 2 通知事項  
 高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（長野県佐久市湯原字和田地内から同市伴野字堰下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（平成26年度長野県収（裁）第1号事件及び平成26年度長野県収（明）第1号事件）の意見書提出命令の通知を長野県企画振興部地域振興課土地対策係に保管し、いつでもこれを交付しますので、出頭の上、受領してください。  
 受領しないときは、平成27年4月15日の終了をもって通知があったものとみなされます。

地域振興課



長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担任意務に関する規程を次のように定めます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

副知事の担任意務に関する規程

(担任意務)

第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

(1) 副知事太田寛の担任意務

- ア 部局間の連携並びに地方創生及び次に掲げる重点政策に関すること。
  - (7) 防災・減災対策
  - (4) 人材の定着
  - (9) 産業経済の振興
  - (1) 行政・財政改革の推進
- イ 佐久地域、下伊那地域、木曾地域、松本地域及び北信地域に関すること。
- ウ 危機管理部、企画振興部、総務部、産業労働部、観光部、建設部及び会計局の事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第2条第1項に規定する事務処理に関すること。

エ 企業局及び行政委員会（教育委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

オ その他知事が指定する事務に関すること。

(2) 副知事早川恵理の担当事務

ア 部局間の連携並びに地方創生及び次に掲げる重点政策に関すること。

(7) 子育て支援

(4) 教育・人づくり

(9) 信州ACEプロジェクト

(エ) 文化振興

(オ) 国際連携の強化

(カ) 環境・エネルギー政策

イ 上小地域、諏訪地域、上伊那地域、北安曇地域及び長野地域に関すること。

ウ 県民文化部、健康福祉部、環境部、農政部及び林務部の事務処理規則第2条第1項に規定する事務処理に関すること。

エ 教育委員会との連絡調整に関すること。

オ その他知事が指定する事務に関すること。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

行政改革課